

令和7（2025）年1月1日
令和7（2025）年1月6日更新
令和7（2025）年2月3日更新

吸収合併に係る事後開示事項

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役 尾賀 真城

当社とサッポログループマネジメント株式会社（以下「消滅会社」という）は、令和6年（2024）年11月12日に締結された吸収合併契約書に基づき、令和7（2025）年1月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行いました。

会社法801条及び会社法施行規則200条の定めに従い、下記のとおり本吸収合併に関する事項を記載した書面を当社の本店に備え置くこととします。

記

1. 本合併が効力を生じた日

令和7（2025）年1月1日

2. 消滅会社における手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

消滅会社は、当社の100%子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありませんでした。

（2）新株予約権買取請求の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社についても、令和6（2024）年11月19日に債権者に対して、本吸収合併に関する異議申述の公告を官報及び日刊工業新聞に掲載いたしました。異議申述期限の令和6（2024）年12月19日までに異議を申述した債権者はありませんでした。

3. 当社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の経緯

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議申述の経緯

当社は、令和6(2024)年11月19日に債権者に対し、本吸収合併に関する異議申述の公告を官報及び電子公告に掲載いたしましたが、異議申述期限の令和6(2024)年12月19日までに異議を申述した債権者はありませんでした。

4. 当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である令和7(2025)年1月1日をもって、消滅会社から資産、負債などその権利義務一切を承継しました。

5. 消滅会社が本店に備え置いた書面

別紙の通りです。

6. 変更登記日

当社は、令和7(2025)年1月6日に変更登記申請を行い、令和七(2025)年2月3日に登記が完了しております。

7. その他本吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

令和六（2024）年11月19日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポログループマネジメント株式会社
代表取締役 和田 啓

当社は、令和六（2024）年11月12日付で当社とサッポロホールディングス株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和七（2025）年1月1日を効力発生日として、サッポロホールディングス株式会社（以下、「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を当社の本店に備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1の吸収合併契約書をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

本吸収合併に際して、存続会社は当社の株主に対して、存続会社株式その他の金銭等の割当は行いませんが、存続会社は当社の完全親会社であることから、相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 存続会社の最終事業年度の末日における計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号イ）

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

5. 当社及び存続会社の最終事業年度の末日後の重要な後発事象（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ、同第2号イ）

当社

- ① 全社的な構造改革のため、一部の事業の譲渡を行っております。
相手会社の名称：ヒューリック保険サービス株式会社
事業の内容：保険代理店事業（2023年度売上高146百万円）
資産・負債：該当ありません。
時期：2024年5月31日
価額：1,087,855,000円
- ② 親会社に臨時株主総会の決議による配当を行っております。
相手会社の名称：存続会社（サッポロホールディングス株式会社）
金額：1,800,000,000円
効力が生じる日：2024年10月31日

存続会社

- ① 子会社の財政状態を改善するため援助を実施しております。
相手会社の名称：ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
内容：債権放棄
金額：4,167,000,000円
実施時期：2024年9月30日
- ② 子会社より臨時株主総会の決議による配当を受領しております。
相手会社の名称：当社（サッポログループマネジメント株式会社）
金額：1,800,000,000円
効力が生じる日：2024年10月31日

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状

況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

吸収合併契約書

サッポロホールディングス株式会社（住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号。以下「甲」という。）とサッポログループマネジメント株式会社（住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号。以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本件合併」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2025 年 1 月 1 日とする。ただし、本件合併手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 2 条（本件合併の対価）

本件合併の対価は無償とする。

第 3 条（乙の資本金および準備金）

本件合併により甲の資本金および準備金の額の増加は行わない。

第 4 条（承認手続等）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれまたは共同で、債権者保護手続きその他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第 5 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務を以って業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第 6 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地変その他の甲乙の責めに帰すべからざる事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議のうえ、本件合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第7条（合併契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に定める関係官庁の必要な承認が得られないときは、その効力を失う。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有して、乙にその写しを交付する。

2024年11月12日

甲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役 尾賀 真城

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポログループマネジメント株式会社
代表取締役 和田 啓